施設基準その４

施設	基準	
骨堂	地下に埋蔵し、地表に出ないもの	
植栽	１号、２号聖域	高さ150センチメートル以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致を害さないもの
	３号～８号聖域	高さ70センチメートル以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致を害さないもの
墓誌	高さ	地表から60センチメートル以下。ただし、墓誌の高さ45センチメートル以下
	幅	76センチメートル以下。ただし、墓誌の幅61センチメートル以下
	奥行き	31センチメートル以下。ただし、墓誌の奥行き15センチメートル以下
灯籠	高さ	地表から45センチメートル以下
	幅	45センチメートル以下
	奥行き	45センチメートル以下
塔婆立て	高さ	地表から85センチメートル以下
	幅	24センチメートル以下。ただし、塔婆立の幅12センチメートル以下
	奥行き	30センチメートル以下。ただし、塔婆立ての奥行き15センチメートル以下
その他	１号、２号聖域	碑石は平形
	墓誌の位置は、碑石に向かって左側、灯籠の位置は、碑石に向かって右側に設置する。 物置石の設置は認める。 玉石、敷石は認める。ただし、聖地の枠からはみ出さないものとする。 地蔵の設置は認める。ただし、地表から60センチメートル以下。 基本的に１体とし、位置は、碑石に向かって右側とする。	